

水道事業危機管理マニュアル

富 里 市 水 道 課

(平成26年4月改正)

目 次

1	総 則	1
2	基本事項	
	(1) 事故・災害の種類	1
	(2) 水道事故災害対策本部	2
3	配置・出勤	
	(1) 災害等の確認	3
	(2) 災害等の被害想定レベル判断	3
4	災害対応	
	(1) 対応基準	4
	(2) 応援要請	5
	(3) 水道事故災害対策本部設置フロー	6
	(4) 水道事故災害対策本部設置基準	6
	(5) 水道事故災害発生時の初動体制フロー	6
5	応急給水対策	
	(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策	7
	(2) 水質汚染事故に係る対策	7
	(3) テロの脅威に対する対策	7
6	応急復旧対策	
	(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策	7
	(2) 水質汚染事故に係る対策	7
7	応援要請対策	
	(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策	8
	(2) 水質汚染事故に係る対策	8
	(3) テロの脅威に対する対策	8
8	関係機関協力体制及び実施要領等の対応	8

1 総則

このマニュアルは、富里市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び富里市水道事業災害対策計画に定めるもののほか、水道事故災害対策本部設置要綱により、市民のライフラインである水道水を確保するための応急対策について定めるものとする。

2 基本事項

（１）事故・災害の種類

本指針における事故、災害は次の各項に定めるものとする。

ただし、小規模な漏水等通常維持管理業務の範囲の事故は除く。

ア 地震による災害（以下「地震災害」という。）

地震により水道施設に大きな損害を受けた場合、若しくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生がある場合。

イ 風水害による災害（以下「自然災害」という。）

風水害により水道施設に大きな損害を受けた場合、若しくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生がある場合。

ウ 汚染物の流入、病原性微生物の発生等による水質汚染事故（以下「水質事故」という。）

農薬等有害薬物の流入、又は病原性微生物の発生等により水質が水道水供給に大きな影響を及ぼすおそれがある場合。

エ 配水池・配水管の破断等施設損壊事故（以下「損壊事故」という。）

水道施設の漏水、損壊事故（停電を含む）により４時間を超えて給水世帯 100 戸以上の範囲で著しい水圧の低下又は断水など広範囲に影響を及ぼすおそれがある場合。

オ 武力攻撃等の脅威（以下「テロの脅威」という。）

テロ活動により給水の安全確保に影響が及ぶおそれがある場合。

カ その他の事故又は災害（以下「その他災害」という。）

上記以外の事故、災害により施設に甚大な被害がある場合。

(2) 水道事故災害対策本部

ア 水道事故災害対策本部の構成は、水道事故災害対策本部設置要綱の定めるによる。

イ 水道事故災害対策本部の組織・役割

本部長	市長	本部の事務を総理し，所属の職員を指揮監督する
副本部長	水道課長	本部長を補佐し，本部長に事故あるときは，その職務を代理する
総務班	業務班長	情報収集・連絡調整・広報・報道対応
給水班	工務班長	応急給水対応
復旧班	工務班長	原因調査及び応急復旧対応

※各班長は，副主幹・主査又はそれに準ずる職にあるものをもって充てる。

(ア)業務の概要

市長：水道事故災害対策本部本部長

- 設置の決定
- 事故対策本部総括

水道課長：水道事故災害対策本部副本部長

- 設置の報告
- 人員把握
- 被害状況の把握

総務班：情報の収集管理，他部局，県・市町村との連絡調整，水道利用者への周知及び事情説明

- 情報の集中管理
- 関係機関連絡調整（千葉県水政課，印旛広域水道等）
- 応援要請及び応援団体への対応
- 問合せの対応（苦情電話等対応）
- 市民広報（原稿準備・広報車の手配，防災無線，ホームページ等）
- 対策の記録
- マスコミ対応（原稿準備・対応状況等連絡）
- その他庶務

給水班：断水地域の応急給水，応援給水対応

- 給水指揮に関すること

- 断水範囲の認定
- 給水停止
- 給水計画の実施
- 応急給水所，給水の必要量，給水時間の決定
- 給水に必要な器具，資材，車両及び人員の確保

- 復旧班：水質安全の確認，損壊箇所の復旧
- 水道施設損壊箇所及び水質の調査
 - 水道水の確保
 - 水質検査
 - 復旧計画の実施及び管理

3 配置・出動

(1) 災害の確認

水道課職員は，事故又は災害の発生を確認した場合，若しくは通報を受けた場合，次の措置を行う。

ア 事故通報を受けた場合

(ア)通報者の住所，氏名及び連絡先の確認。

(イ)通報内容の確認。

- ・通報時間及び確認の時間並びに場所。
- ・災害の内容（漏水，施設の損壊，水道水の異常等）。

(ウ)通報を受信した水道課職員は，上司に報告し指示を受け現場を確認する。

イ 水道課職員が確認した場合

(ア)上司に報告し指示を受ける。

ウ 自然災害により被災のおそれがある場合

(ア)「富里市水道事業災害対策計画」の配備基準により出動し，配置する。

エ 参集・連絡体制

(ア)開庁時の場合

- ・通常勤務体制から警戒体制及び出動体制へ移行する。
- ・水道課長は市長へ報告し，指示を受ける。

(イ)閉庁時の場合（時間外及び土・日・祝日）

- ・水道課長は災害等の情報又は休日当番者からの連絡により出動し状況を把握の上，市長に報告し，指示を受けて緊急招集する。

(2) 災害等の被害想定レベル判断

災害の規模については，次の区分による。

ア レベル1（監視レベル：拡大の恐れはないが監視が必要）

イ レベル2（警戒レベル：拡大の恐れはあるが水道課職員で対応可能な範囲）

- ウ レベル 3（水道事故災害対策本部設置：緊急支援職員に出動要請）
 - エ レベル 4（重大な災害：他部署職員の応援が必要）
 - オ レベル 5（災害対策本部設置：他事業体の応援を要する災害）
- ※設置後は災害対策本部の水道部に移行する。

4 災害対応

（1）対応基準

○レベル 1：監視レベル

- ア 通常業務の範囲内での対応となるが監視を要する。

○レベル 2：警戒レベル

被害範囲が限定的で、影響の規模が比較的小さい（50 戸以上）とき。

- ア 水道課長は市長及び防災担当部局・人事担当部局に報告するとともに、連絡を密にし、連携強化及び情報収集に努める。
- イ 状況に応じ水道課職員を通常業務から事故対策業務に当たらせる。
- ウ 具体的な危険箇所又は被害発生が危惧される箇所の情報収集に努める。
- エ 想定される被害に対する対応計画を作成する。

○レベル 3：水道事故災害対策本部設置

レベル 2 を超え、市民生活への影響が相当程度（100 戸～300 戸未満）あるとき。

- ア 市長は災害の状況により必要があると判断した時は、水道事故災害対策本部を設置する。
- イ 市長は水道課長を水道事故災害対策本部副本部長に任命し、統括させ、水道事故の早期解決に向け、指揮を執らせる。
- ウ 水道課長は水道事故災害対策本部が設置された時は、防災担当部局及び人事担当部局に速やかに報告するとともに、市長の指示を受け緊急支援職員に出動を要請する。
- エ 防災担当部局は水道事故災害対策本部が設置された時は、速やかに市災害対策本部委員に報告する。

○レベル 4：重大な災害

レベル 3 を超え、市民生活への影響が大きい（300 戸～500 戸未満）とき。

- ア 水道課長は緊急支援職員の応援だけでは復旧作業等に要する人員に不足が生じる場合は、他部署職員の応援要請について人事担当部局と協議する。
- イ 水道課長は被害が拡大し、又は拡大する恐れがある場合は、「震災時における協力に関する協定書」に準じ、富里市管工事業協同組

合に応援を要請する。

○レベル 5 以上：災害対策本部設置（他事業体の応援を要する災害）

被害が広範囲で市民生活への影響が甚大（500 戸以上）なとき。

ア 水道課長は市長及び防災担当部局に状況を報告する。

イ 災害対策本部設置後は水道部に移行する。

対応基準表

体 制	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
	監視	警戒	相当程度	重大	甚大
被害範囲 の 目 安	限定的		相当規模		広範囲
	49 戸以下	50 戸以上	100 戸以上	300 戸以上	500 戸以上
規 模	比較的小さい		中程度の規模		大規模
会議（本部）			水道事故災害対策本部		災害対策本部
本部長			市 長		市 長
副本部長			水道課長		副市長・教育長
事務局			水 道 課		市民活動推進課
動員総数	1 0 名		3 0 名～4 0 名		地域防災計画による
応援体制			緊急支援職員		地域防災計画による
			管工事業協同組合協力協定		
					県水道災害相互応援協定

（２）応援要請

ア 市職員の応援

緊急支援職員及び他部署職員への応援要請は、水道事故災害対策本部設置要綱の定めによる。

イ 近隣事業体等への応援

水道課長は、上記の対応では対応が困難と判断するときは、市長に災害対策本部設置を要請するとともに、市長の指示を受けて近隣事業体に応援要請を行い、なお不足があると判断した時は「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県水政課に応援要請を行う。

近隣事業体へ応援要請する場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」により千葉県水政課に状況を報告する。

(3) 水道事故災害対策本部設置フロー

(「千葉県水道災害相互応援協定」連絡先：千葉県水政課)

災害発生 レベル1：監視体制（通常業務）

レベル2：警戒体制（水道課職員） 情報収集

レベル3：水道事故災害対策本部設置（水道課職員・緊急支援職員）

レベル4：重大な災害（市職員）

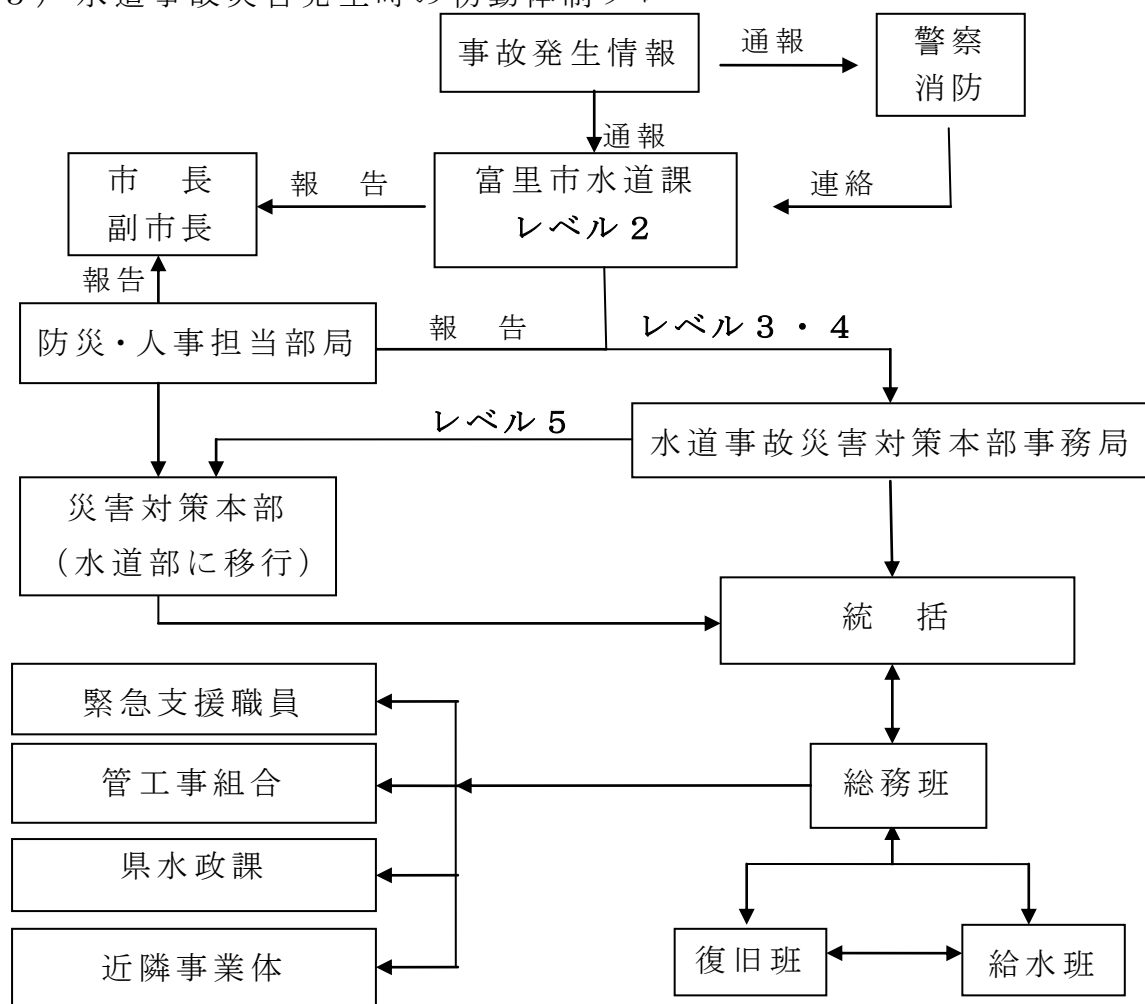
レベル5：災害対策本部設置（以後、水道部に移行）

※印旛郡市広域市町村圏事務組合及び近隣事業体並びに「千葉県水道災害相互応援協定」による応援要請（千葉県水政課）。

(4) 水道事故災害対策本部設置基準

本部の設置基準は、水道事故対策本部設置要綱の定めによる。

(5) 水道事故災害発生時の初動体制フロー



5 応急給水対策

(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策

- ア 給水応援の受入れ体制の確立
- イ 応急給水所設置場所の決定
- ウ 非常用水源として個人井戸の把握
- エ 給水影響緩和措置（濁度測定，塩素消毒の強化）
- オ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
- カ 被害程度により富里市及び応援自治体からの給水車配備

(2) 水質汚染事故に係る対策

- ア 給水停止措置
- イ 応急給水応援の受入れ体制の確立
- ウ 応急給水所設置場所の決定（水源は近隣事業体とする）
- エ 非常用水源として個人井戸の把握
- オ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
- カ 被害程度により富里市及び応援自治体からの給水車配備

(3) テロの脅威に係る対策

- ア 情報連絡網の確認（国，県，警察，その他機関）
- イ 施設の安全確認（施設の保安，各施設の確認等）
- ウ 施設，水質監視体制の確立

6 応急復旧対策

(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策

- ア 被害程度により応急給水所への仮設配管手配
- イ 水道施設の応急修理
- ウ 応援自治体の業務の割り振り
- エ 浄水設備・配水池の清掃，井戸の洗浄，送・配水管の洗管作業
- オ 電気計装室の修理，検査（電気・機械設備維持管理会社）
- カ 通水可能⇒停電解除まで自家発電運転継続（燃料補給）

(2) 水質汚染事故に係る対策

- ア 水質検査の実施（指定検査機関）
- イ 汚染された水の排水作業
- ウ 中和剤の混入
- エ 浄水設備・配水池の清掃，井戸の洗浄，送・配水管の洗管作業
- オ 給水開始前の水質検査の実施

7 応援要請対策

(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策

- ア レベル3・4：緊急支援職員及び他部課等への応援要請
- イ レベル5以上：災害対策本部の設置要請及び他事業体等への応援要請

(2) 水質汚染事故に係る対策

- ア レベル3・4：緊急支援職員及び他部課等への応援要請
- イ レベル5以上：災害対策本部の設置要請及び他事業体等への応援要請

(3) テロの脅威に係る対策

- ア 千葉県水政課・印旛郡市広域市町村圏事務組合・成田警察署に状況報告
- イ 成田警察署・富里市消防署に応援要請
- ウ 「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県水政課に応援要請

8 関係機関協力体制及び実施要領等の対応

このマニュアルの他必要に応じ、下記の協定等により協力体制を図り、災害等に対応する。

- 千葉県内水道災害時対処要領（千葉県水政課）
- 災害時における協力に関する協定書（富里市管工事業協同組合）
- 緊急相互応援給水に関する協定書（成田市・酒々井町）
- 災害時等における水道資材供給に関する協定書
（渡辺パイプ(株)・成田機材(株)・(株)小泉東関東）
- 災害時の応援業務に関する協定書（(株)ジェネッツ）